

食品表示について

R1.8.30 食品安全対策室

平成27年4月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

食品表示法に基づく新しい食品表示の経過措置期間は令和2年3月31日までとなっている。

1 食品表示の構成

(1) 品質事項 (JAS法由来の事項)

名称、原材料名、内容量又は固形量及び内容総量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

(2) 衛生事項 (食品衛生法由来の事項)

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所、アレルゲン、遺伝子組換え食品など

(3) 保健事項 (健康増進法由来の事項)

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など

2 相談件数の推移

年度	合計	内訳			
		品質事項	衛生事項	保健事項	その他
H30	866 (1,708)	(603)	(506)	(362)	(237)
H29	803 (1,452)	(515)	(437)	(231)	(269)
H28	722 (1,388)	(496)	(407)	(166)	(319)

注) かっこ内は相談項目数

3 普及啓発

(1) 事業者向け

食品衛生協会が実施している食品衛生責任者研修会や、農産物直売所で販売する商品の製造者を対象とした講習会等で周知を図っており、引き続き啓発を行う。

(2) 消費者向け

県政出前講座で食品表示制度について依頼に応じて説明を行っている。

また、情報誌「アーバンコミュニケーション」24号「食品表示法に基づく新しい食品表示について」(H29.2)、27号「新しい原料原産地表示制度」(H30.8)、28号「健康づくりに栄養成分表示を活用しましょう」(H31.2)を発行し制度の紹介を行った。